

独立行政法人化後のJICA事業の位置づけ

政策（政府）

- ◎ 国の開発援助政策
政府開発援助大綱
政府開発援助に関する中期政策
国別援助計画 等



- ◎ 案件選定
- ◎ 国際約束の締結



JICA事業

実施（JICA）

◎ その他

◎ 災害援助等協力

◎ 海外移住

◎ 国民等の協力活動
○ 青年海外協力隊
○ シニア海外ボランティア
○ 草の根技術協力
(NGO等の提案に基づく協力) 等

◎ 無償資金協力の実施促進

◎ 技術協力
○ 専門家派遣
○ 研修員受入
○ 機材供与
○ 調査団派遣 等

事業実施の実績に基づくフィードバック

独立行政法人 国際協力機構 (JICA) の

中期目標・中期計画 (案) のポイント

(中期目標期間：2003年10月～2007年3月)

中期目標

中期計画

効率化

- ・機動的な組織運営
- ・業務運営全体の効率化

業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の対応に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たりの経費について効率化を図める。

⇨ 中期目標期間中、10%程度の効率化

人件費を除く一般管理費などの事務的経費のうち、機材費が合理化に努めることが可能な経費について効率化
⇨ 中期目標期間中、20%程度の効率化

サービス・業務の質の向上

案件の効率的・競争的実施

- ・質の高い技術協力専門家等の選定
- ・青年海外協力隊等の人材確保
- ・幅広い国民の参加による協力の実施
- ・開発教育支援の充実
- ・国際協力人材の養成

その他

人員の適正配置

評価の充実

- ・事前から事後までの評価
- ・外部評価の実施
- ・評価内容の情報提供
- ・評価内容の事業実施へのフィードバック

効率化

- ・在外事務所への権限委譲
- ・専門家の長期派遣人数等の合理化
- ・研修実施時期の調整による滞在経費の見直し
- ・機材調達経費の削減
- ・調査団員数の合理化や調査方法の改善
- ・コンサルタント契約方法の改善
- ・印刷製本費等の節減

- ・公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係わる経費の削減

サービス・業務の質の向上

案件の効率的・競争的実施のための具体策

- ・透明かつ適正な選定手続きの実施
- ・幅広い公募の実施
- ・国民にわかりやすい情報提供
- ・プログラムの充実
- ・人材育成研修の充実

その他

職員の能力開発と適材適所の人事配置

評価の充実の具体策

- ・事前から事後までの一貫した評価の実施
- ・外部有識者・機関等による評価の充実
- ・評価内容の迅速な公開
- ・評価内容の事業実施へのフィードバックの強化

独立行政法人国際協力機構（JICA）の業務運営効率化の具体策
 事業費：質を維持しつつ、単位コストを原則10%削減
 管理費：本部の管理経費について20%削減

事業費関連

●長期専門家の削減→短期専門家による代替	16.5百万円 → 14百万円 (▲2.5百万円/件)
●研修員滞在経費（研修員一人当たり）	620千円 → 589千円 (▲31千円/人)
●専門家携行機材費（専門家一人当たり） 機材調達諸経費（案件1件当たり） 供与機材（案件1件当たり）	577千円 → 519千円 (▲58千円/人) 682千円 → 614千円 (▲68千円/件) 25百万円 → 22.5百万円 (▲2.5百万円/件)
●JICAが直接派遣する調査団経費（調査団1件当たり）	1860千円 → 1670千円 (▲190千円/件)
●コンサルタント調達経費（案件1件当たり）	144百万円 → 130百万円 (▲14百万円/件)
●その他経費節減（印刷経費等）	

本部管理費関連

●公用車に係わる経費の削減	
●パソコン経費の削減	
●内外通信費の削減	事務所借料、諸税公課、保険料、監査経費 を除く額について ▲2割削減
●派遣要員に係る経費の削減	
●その他の経費削減	

評価の充実

平成13年特殊法人整理合理化計画以降の充実

公表

●外部有識者評価委員会の設置

評価制度、手法等の改善にかかる提言
二次評価

●事前評価の導入

事前から事後に到る一貫した評価の体系へ

公表

事前評価

→ フィードバック

協力内容の検討、協力効果を測定するため指標を設定。

中間評価

→ フィードバック

協力の進捗状況の確認、計画の変更の必要性を検討。

終了時評価

→ フィードバック

有効性、効率性、今後の自立的発展の見通しなどを総合的に評価。協力終了の適否及びフォローアップの必要性を検討。

事後評価

→ フィードバック

インパクトや自立発展性を評価。将来のための教訓、提言を抽出。

平成 15 年 9 月 3 日

外務省

独立行政法人国際協力機構 中期目標 (案)・中期計画 (案)

中期目標 (案)	中期計画 (案)
<p>独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条の規定により、独立行政法人国際協力機構 (以下「機構」という。) が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。) を定める。</p> <p>はじめに</p> <p>グローバル化の中で国際社会において経済格差の拡大と貧困の深刻化が進んでおり、環境等地球規模の問題も依然として深刻である。また、冷戦終了後、紛争、特に地域・民族紛争が頻発しており、紛争予防、緊急人道支援、平和の定着と国造りのための努力の重要性は、従来にも増して高まっている。特に平成 13 年 9 月 11 日のテロ以降、欧米諸国が相次いで政府開発援助 (以下「ODA」という。) の供与額の増額方針を表明するなど、開発問題に対する国際的関心が高まりつつある。</p> <p>また、国際社会においては、開発問題への取り組みにおいて開発目標の共有と新たな開発戦略の構築が進展している。特に、ミレニアム開発目標は、貧困削減、基礎教育、男女平等、保健医療、環境保全等に関して、国際社会が共通して取り組むべき課題と具体的な達成目標を設定している。さらに、平和構築支援については一層の強化が求められており、これらは我が国が主導する人間の安全保障の観点からも重要な課題である。同時に、開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援することも重要である。加えて、開発戦略については、援助国・国際機関等が、特に貧困に直接焦点を当てて援助の協調を図る動きも世界的に活発化しつつある。</p> <p>我が国としても、開発途上国の安定と発展への貢献を通じ、我が国の安全と繁栄を確保するとともに、世界の平和と繁栄の実現に積極的な役割を果たす必要がある。その中でも、開発途上国の課題解決に向けた自助努力を促進</p>	<p>独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構 (以下「機構」という。) の平成 15 年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画 (以下「中期計画」という。) を次のように定める。</p> <p>中期計画を実施するに当たっては、中期目標に示された我が国の開発援助を巡る諸状況を踏まえ、機構に課せられた使命を達成するため、あらゆる努力を行う。</p>

するために人材育成や政策・制度構築等途上国自身の総合的な能力開発への協力が重視されてきており、我が国のODAの中で技術協力の中心的実施機関である機構の役割は極めて重要である。

他方、我が国の経済・財政の健全な発展が強く求められている現状の下、ODAの意義・役割とその成果及び経済社会への影響に関する国民の支持・理解を得る必要が高まっており、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められている。また、我が国ODAの重点を、我が国との経済的社会的結びつきの強いアジア地域に置くことも求められている。

こうした我が国の開発援助を巡る状況を踏まえ、機構は、政府の方針に則り、関係行政機関と連携しつつ、一層質の高い業務の実施に努めなければならない。また機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画等の下に国別・地域別及び課題別アプローチをさらに強化するとともに、現地事務所の機能強化に努める。加えて、機構は、事業の透明性を一層高め、事業の合理化を進めるとともに、一貫した事業の評価を行っていかねばならない。

さらに、機構は、ODAへの幅広い国民参加が一層求められている状況を踏まえ、NGOをはじめ、地方自治体、大学、経済界等幅広い国民層からの主体的な国際協力への参加を促進するとともに、国民の理解を深めるために広報・情報公開や開発教育を充実させていく必要がある。また機構は、国際協力に参画する人材の育成・確保に努めていかねばならない。

加えて、機構は、政府が行う政策の企画・立案に資するよう、主務大臣に事業実績に基づき適宜報告するものとする。

以上の認識を踏まえ、機構は、本中期目標に従い、我が国のODA政策の実施機関として、平成13年に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を着実に実施するとともに独立行政法人化の趣旨を十分踏まえて、効率的かつ効果的な業務を行っていくものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6ヶ月間とする。

<p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>機構は、業務の運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。</p> <p>(1) 組織運営における機動性の向上</p> <p>機構は、途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にてできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることによって開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、機構は、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。</p> <p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <p>(イ) 機構は、業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、機構は、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に機構は、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営における機動性の向上</p> <p>途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にてできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることによって開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。 ● 一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。 ● 在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。 ● 組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。 <p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <p>(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。 ● コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。 ● 文書決裁など意思決定にかかるときの手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じて、文書事務の削減を行う。 ● 事業実施にかかるときの事務について、適当なものについては、積極的に外部委託
---	---

<p>(ロ) 機構は中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入(専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等)に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。</p>	<p>託の導入を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。 ●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。 <p>(ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入(専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等)に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。 ●研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。 ●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。 ●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。 ●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。 ●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。
---	--

<p>(ハ) 機構は、中期目標期間中、人件費を除く一般管理費などの事務的経費のうち、機構が合理化に努めることが可能な経費について20%程度の効率化に努める。</p> <p>(3) 施設、設備の効率的利用 機構は、自ら保有する施設、設備について、利用率を向上させるように努める。</p>	<p>(ハ) 機構は、中期目標期間中、人件費を除く一般管理費などの事務的経費のうち、機構が合理化に努めることが可能な経費について20%程度の効率化に努める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事務所借料、諸税公課、保険料、監査経費を除く本部の管理経費について20%程度効率化する。そのため、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。 <p>(3) 施設、設備の効率的利用 機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。</p>
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 総論 (イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づき技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、機構は、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 総論 (イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づき技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。 ●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。

<p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求めた場合には、機構は、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p> <p>(ハ) 機構は、機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）に基づき、情報の公開に適正に対応する。また機構は、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。</p> <p>(ニ) <u>NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益する</u>とき</p>	<p>●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。 ●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。 ●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後とも積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に係る職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかわる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。 ●JBICとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p> <p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p> <p>(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。</p> <p>(ニ) <u>NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益する</u>とき</p>
--	--

めの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。機構は、幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。

(ホ) 機構は、客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。

めの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。

(ホ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。

●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に関催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。

●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

●フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

<p>(2) 各事業毎の目標</p> <p>(イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。</p> <p>(ii) 機構は、我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。</p> <p>(iii) 機構は、研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて機構は、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。</p>	<p>(2) 各事業毎の目標</p> <p>(イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。</p> <p>●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。</p> <p>●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。</p> <p>●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。</p> <p>(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。</p> <p>そのために、</p> <p>●技術協力案件について目標と活動範囲を明確するための調査・評価を充実させる。</p> <p>●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。</p> <p>●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。</p> <p>(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、</p> <p>●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの</p>
---	--

<p>(iv) 機構は、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。</p>	<p>評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。</p> <p>●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。</p> <p>(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。</p> <p>このため専門家については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめ細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することとで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。 ●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。
<p>(ロ) 無償資金協力の実施促進(法第13条第1項第2号) 無償資金協力の実施促進業務については、機構は、案件が条約その他の国際約束に基づき、適正かつ効率的に実施されるよう、その促進に努めるものとする。</p>	<p>(ロ) 無償資金協力の実施促進(法第13条第1項第2号) 無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。</p>

<p>(ハ) 国民等の協力活動 (法第 13 条第 1 項第 3 号)</p> <p>(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、機構は、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。</p> <p>(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(iii) 機動性を有する N G O 等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。</p>	<p>(ハ) 国民等の協力活動 (法第 13 条第 1 項第 3 号)</p> <p>(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。</p> <p>(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。 <p>(iii) 機動性を有する N G O 等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。 ● 国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ● 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。 <p>さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的</p>
--	---

<p>(iv) 機構は、開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。</p>	<p>な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。 また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。</p> <p>(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、 ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。 ●開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</p>
<p>(二) 海外移住 (法第13条第1項第4号) 機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p> <p>(六) 災害援助等協力事業 (法第13条第1項第5号及び第2項) 機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。 (i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。 (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ</p>	<p>(二) 海外移住 (法第13条第1項第4号) 本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p> <p>(六) 災害援助等協力事業 (法第13条第1項第5号及び第2項) 開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。 (i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。 (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。</p>

<p>等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。</p>	<p>供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>
<p>(へ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号) 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。</p>	<p>(へ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号) 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。 そのため、以下の措置を講ずる。 ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。 ●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。</p>
<p>(ト) 附帯業務 (法第13条第1項第7号) 開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>(2) 機構は、寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。</p>	<p>(ト) 附帯業務 (法第13条第1項第7号) 開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。</p> <p>3. 予算 (人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画 (引き続き検討)</p> <p>(イ) 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>(ii) 寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的な執行により適切な財務内容の実現を図る。</p>

<p>(3) 機構は、融資事業における債権の回収を適切に進める。</p>	<p>●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。</p> <p>(iii) 融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。</p> <p>4. 短期借入金の限度額 410億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。</p> <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物(在外移住事業関係資産)及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画</p> <p>6. 剰余金の使途 剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。</p>
<p>5. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設・設備 機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設・設備に関する計画を定める。</p>	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査(1年以内を実施)を実施する。</p> <p>平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円) 施設・設備の内容 財源 予定額 (検討中)</p>

<p>(2) 人事</p> <p>機構は効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また機構は、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じて職員の資質向上を図る。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p> <p>(3) 監査の充実</p> <p>外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。</p> <p>(4) 環境及び社会への配慮</p> <p>機構は、事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>①方針</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じて職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。 ②人員に係る指標（検討中） <p>(3) その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。 ②環境及び社会への配慮 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。 <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。
---	--

資料2-2
(人件費関係資料)

①年齢別職員数分布状況及び②年齢別平均給与額

(単位：円)

	職員数	平均給与額
20～24歳	29人	208,679
25～29歳	74人	276,080
30～34歳	123人	342,927
35～39歳	127人	431,855
40～44歳	95人	519,843
45～49歳	62人	617,640
50～54歳	81人	661,007
55～59歳	52人	630,669
60歳	0人	0

計 643人 (平成14年4月の本部職員)

*平均給与額は、基準内給与(本俸、職務手当、扶養手当)の合計である。

③中期目標期間中の人件費推移

(単位：円)

	平成15年度下半期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	15下 18総計
役職員人数	645人	644人	643人	642人	/
役職員給与(A)	2,846,556,171	5,766,778,312	5,757,955,115	5,749,131,705	20,120,421,303
法定福利費	443,960,664	891,785,755	890,434,552	889,083,305	3,115,264,276
退職手当	1,494,348,341	1,330,721,637	1,514,891,999	1,495,715,914	5,835,677,891
人件費①	4,784,865,177	7,989,285,704	8,163,281,666	8,133,930,924	29,071,363,470
その他の職員人数	694人	694人	694人	694人	/
その他の人件費②	4,383,480,664	8,843,150,133	8,843,257,933	8,843,365,990	30,913,254,721
最広義人件費計(①+②)	1,339人	1,338人	1,337人	1,336人	/
	9,168,345,841	16,832,435,837	17,006,539,599	16,977,296,914	59,984,618,191

資料2-3
(国際協力機構の予算の仕組み)

国際協力機構予算の概要(15年度)

(単位:億円)

1. 一般管理費	118
+	
2. 業務経費	1,521
(1) 技術協力プロジェクト関係費	912
(2) 国民参加型協力関係費	265
(3) 無償資金協力関係費	51
(4) 災害援助等協力関係費	9
(5) 海外移住関係費	6
(6) 人材養成確保関係費	31
(7) 国・課題別事業計画関係費	51
(8) 事業評価関係費	8
(9) 事業支援関係費	58
(10) 国内機関経費	36
(11) 在外事務所経費	95
合計	1,640

国際協力機構人件費関連予算(15年度)

1. 一般管理費 11,846,781 千円

人件費(645人:役員含む)	8,384,228 千円	
物件費	3,462,553 千円	→ 17億円

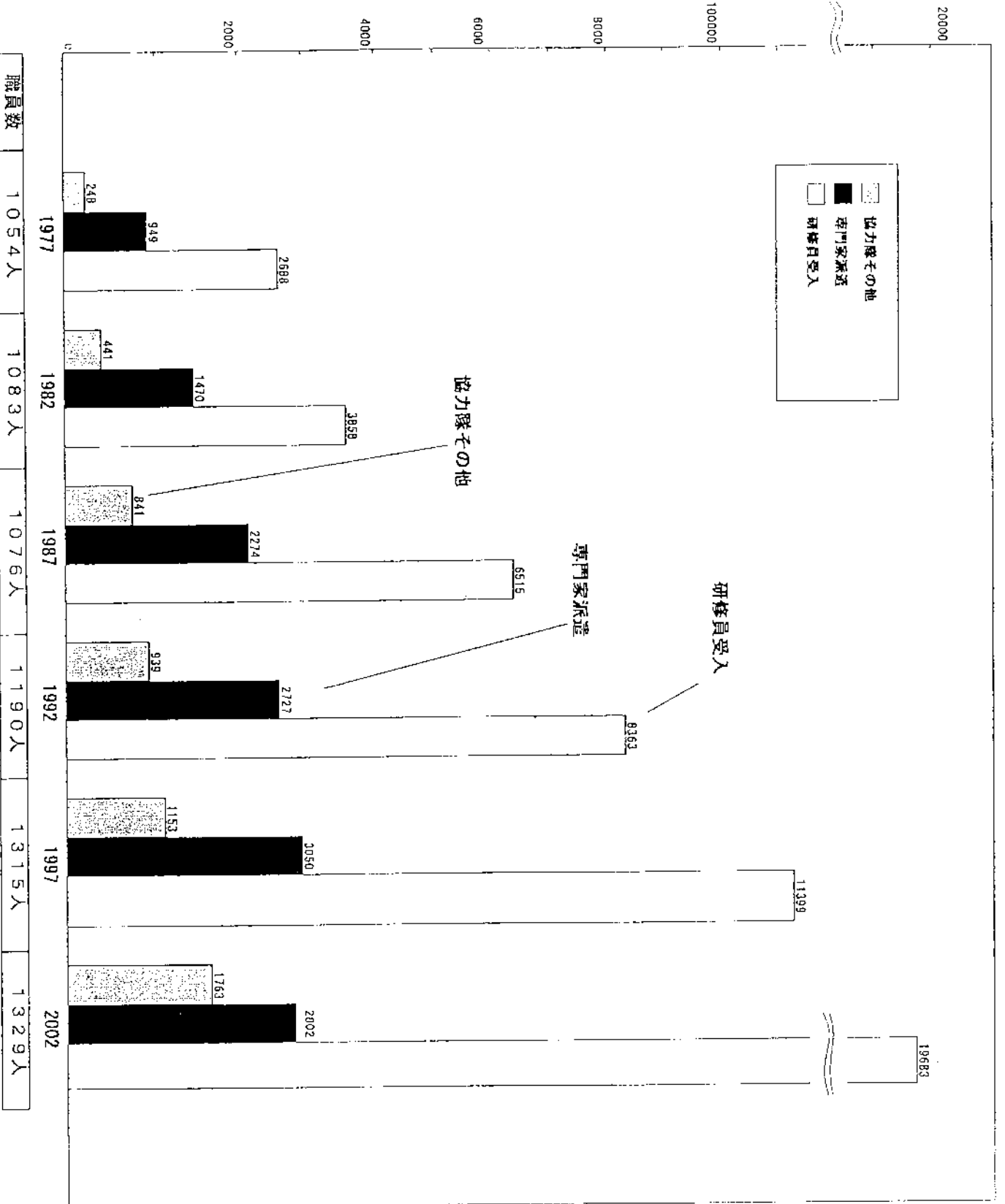
* 事務所借料、諸税公課、保険料、
監査経費を除外

2. 業務経費 152,159,685 千円

○国内機関経費	3,573,680 千円
うち	
人件費(208人)	2,247,426 千円
○在外事務所経費	9,519,651 千円
うち	
人件費(369人)	5,728,949 千円
○技術協カプロジェクト関係	91,230,968 千円
うち	
技術協力派遣職員(68人)	553,974 千円
事業費職員(49人)	482,166 千円
その他	47,835,386 千円

職員数と事業量の推移

資料 2-4
(職員数と事業量の推移)



常時 6000 名の関係者を 100カ国以上の開発途上国に派遣

派遣国の治安状況

- ◆平成 14 年度犯罪被害者数延べ 492 名 / 13 年度 586 名 ◆
- ◆ 24 時間危機管理オペレーションへの勤務時間外の緊急連絡 127 件 (平成 14 年度) ◆
(勤務時間外の緊急連絡は 3 日に 1 件)
- ◆平成 14 年度 7カ国約 200 名 / 平成 13 年度 5カ国約 130 名の国外退避オペレーション ◆
〔平成 14 年度実施国：イト、パキスタ、マダガスカル、象牙海岸、ベネズエラ、ヨルダン、サウジアラビア
平成 13 年度実施国：マドニフ、パキスタ、イエメン、パルチ、ジンバブエ〕
- ◆アフガニスタン、ニジェール、マダガスカル等 10ヶ国以上では無線により連絡手段を確保 ◆

派遣国の生活環境

- ◆昭和 49 年の設立以来 197 名が派遣中に死亡 (事故含む) ◆
- ◆感染症罹患患者数延べ 638 名 (平成 14 年度) ◆
- ◆療養一時帰国者数延べ 104 名 (平成 14 年度) ◆
(うち日本・第三国への緊急移送 28 名)
- ◆その他傷病者数延べ 2,508 名 (平成 14 年度) ◆

平和構築支援の事例

■イラク

4月にJICA本部にイラク復興支援対策会議を設置。5月末より在イラク日本大使館にJICA職員等を派遣。日本政府がイラク復興支援の方針を表明する中で、JICAも5月末から総裁がイラクへ出張し、JICAとして取り組み組むべき課題および留意点等を実際に確認。当面、保健・教育・電力等の生活基盤の再建を優先し、日本が過去に実施したプロジェクトの復旧およびアラブ諸国との協調に十分配慮した支援を実施するとの政府方針のもと、現在JICAとしては日本・エジプト協調による医療協力の実施を計画中。

■アフガニスタン

対アフガニスタン支援は平成14年3月から本格的に開始し、7月にはカブールにJICA事務所を設置。平成14年度の実績として計367名の専門家等の派遣及び68名の研修員の受入を実施。その他アフガニスタンにおける和平プロセスに対する貢献として憲法制定支援を進めているほか、国内の治安の改善のために、DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）推進への支援も実施。カンダハルにおいても平成14年9月より学校・保健医療施設・道路の修復事業などを実施しているほか、15年2月よりカブールとの間の幹線道路修復にかかる調査を開始。

■スリ・ランカ

北・東部復興支援のためのプロジェクト形成調査団を平成14年10月に派遣。同調査結果に基づき、緊急開発調査を実施中。リハビリ事業として病院改修を実施。また、北・東部支援事業体制強化のため、近隣地域に連絡所を近々設置予定。あわせて、援助調整専門家（年内）、企画調査員（9月から1年間）を派遣予定。

■インドネシア（アチエ）

5月に再び戦闘状態となったため、一時支援を中断しているが、和平が達成されれば、今後、アチエ州及び県・市の地方行政官育成を目標とした研修事業の実施、及びクイック・インパクト・プロジェクトとして現地の人材（NGO、JICA帰国研修員等）を活用した小規模支援プロジェクトの実施を検討。

■その他

エリトリア（除隊兵士市民社会への復帰支援）、フィリピン（ミンダナオにおける平和と安定）等